

神戸市保健所運営専門分科会運営要綱

平成12年11月22日

専門分科会 決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市保健医療審議会（以下「審議会」という。）運営要綱（平成12年5月11日審議会会長決定）第2条第6項の規定に基づき、保健所運営専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(任期)

第2条 専門分科会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員は再任を妨げない。
2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第3条 専門分科会には臨時委員を置くことができる。

(庶務)

第4条 専門分科会の庶務は神戸市保健所において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は分科会長が定める。

附則

この要綱は、平成12年11月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年12月12日から施行する。